九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

憲法闘争とピューリタン革命（一）

安藤，高行
佐賀大学経済学部講師

https://doi.org/10.15017/1596

出版情報：法政研究. 36 (1), pp.69-110, 1970-02-20. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

論説

憲法闘争とピューリタン革命（一）

安藤高行

はじめに

一六四〇年の長期議会（Long Parliament）の召集から一六六〇年の王政復古に至る、イギリス史上のいわゆるピューリタン革命については従来から様々のアプローチがなされてきた。概括すれば、それを専制に対する自由と権利のための闘いとする見解（ホイッグ史観）と「大叛乱（グレート・リベリオン）」とする見解（トーリー史観）が先ずあり、それと絡み合いながら、この革命の通称が示す如く、その宗教的側面に眼を向けて、ピューリタニズムとアングリカニズムの対立とする見解があったというのが従来の革命史観の一般的な状況であったといえよう。

しかし、これらの見解に対して、クリストファ・ヒルは近時の社会経済史的研究の発展を踏まえつつ、一六四〇年

の三〇〇年記念出版たる小冊子『イギリス革命』（The English Revolution）において、この二〇年を、「基本的には封建的であった旧秩序を守る国家権力が実力によって覆えされ、権力は新興階級の手中に移り、したがって資本主義の一層自由な発展が可能とされた」[1]革命とし、マルクス主義史観を展開することによって、ここに革命史学に新たな光を投げたのであった。つまり、ここでは「ピューリタン革命」という呼称の代りに、敢えて「イギリス革命」という名称が用いられていることからも察せられるように、一六四〇年から一六六〇年はフランス革命に比すべき革命として捉えられ、経済史的アプローチが前面に押し出されているのである。ドッブもまた「一般的にいって、地方の織元であろうと、農村工業を組織するために資本をつかっていたロンドンの特権組合の商人であろうと、ブルジョワジーのうち産業に何らかの根をもった層が、議会の立場を全幅的に支持していたことは、たしかであろう。……他方、産業に積極的に参与することを全くしなかったひとびと、すなわちずっと以前のフランダースの穀潰しのように、土地や爵位に投資して、専ら地代取得者となり、暢気にくらしているようなひとびとは、自分の利害が現存秩序の安定とむすびついていることを感じ、国王を支持する傾向があった。このようにして、イングランドの農業的な西部と北部とは、毛織物工業都市と港をのぞいて、王室の傘下に集った。これらはこの国の比較的後進的な地方であって、ここでは新しい資本主義的農業は余りみられず、封建的諸関係の遺制の残存がもっとも多くみられたのである」[2]と同旨を展開している。

そして、このヒルの所論の前提には周知のトーニーの「ジェントリーの勃興」があるように思われる。つまりトーニーはこの論文の中で、一六世紀以来の、個人主義化しつつあった商業社会において、土地経営の合理化と投資の改良を梃子に勃興した企業家的ジェントリーと、かかる革新に乗り遅れて没落していった旧貴族を描いているのであるが、[3]このトーニーの延長線上にヒルの『イギリス革命』があるように思われるのである。

しかし革命史学に一時期を画し、戦後の我国の歴史学界にも大きな影響を与えたこのヒルの革命把握もまた挑戦をうけることになった。いわゆるジェントリー論争（gentry controversy）における、トレヴァ・ローパーの、農村ジェントリーと宮廷ジェントリーの対抗と、前者の後者に対する叛乱としての革命把握がその一である。[4] そして我々は更にブラントンとペニントンの共著になる実証的研究『長期議会の議員達』（Members of the Long Parliament）にも接することになった。彼等は本書で、長期議会の構成員の社会的出自に関する統計的研究から、議会派と王党派の双方に、商人、法律家、新興地主、旧地主、繁栄した家族、没落した家族等が混在することを指摘し、[5] 封建的貴族と勃興するブルジョアジーの対抗というシェーマに慎重な筆致ながら疑問を呈し、むしろ王党派と議会派の分裂の鍵を人的・地域的要素（personal and local factors）の中に求めたのであった。[6]

興味あることには、前述のヒルの革命観の立論の基礎を提供したと思われるトーニー自身が、このブラントンとペニントンの著書に序文を寄せ、経済的利害の果す役割の軽視を戒めつつも、「しかしながら、庶民院の議員に関する限り、……本書に含まれている数字からの結論は明かである。それは王党派と議会派の分裂が経済的利害や社会階級の相違とは殆んど関連がないということである」[7] と述べ、革命に対する経済史的アプローチの限界を認めているのである。

このように、従来のホイッグ史観およびトーリー史観を越えて、革命史学に新たな視角を提供するかと思われた経済史的アプローチも現在やや行詰りをみせているようであるが、にもかかわらず、ピューリタン革命（本稿では前述した様々のアプローチの可能性を前提としたうえで、従来の通称に従いこの語を使用する）がイギリス史上最も精彩に富んだ時代であり、いわゆる「名誉革命」とは比較にならぬ程に様々の点で我々の関心を喚起するものであることを何人も否定しないであろう。それはまさしく「『大叛乱』の名でお上品な社会に知られているイギリス史上の偉大

る時代」であり、それに比せば、一六八八年の革命は「自由主義的史家によって『名誉革命』と銘打たれた比較的貧弱な事件」[8]に過ぎないのである。

そしてそのことは憲法学的にもまたそうである。一六四〇年に召集され、法的には一六六〇年まで存続した長期議会は、三年議会法（The Triennial Act）、同意なしの解散を禁ずる法（Act against dissolving the Long Parliament without its own Consent）、星法院廃止法（Act for the Abolition of the Court of Star Chamber）などの一連の八つの法によって、その限りでは議会内部のほぼ完全な協調を保ちながら、次第に過去四〇年にわたる議会と国王の争点であった国王大権（prerogative）を侵触し始めた。更に、議会の信任する顧問官、大使、大臣を任用すべしとする、内閣制度の萌芽たる要求をも含んだ「大諫奏」（Grand Remonstrance）によって王党派と議会派の決定的な分裂後、後者が示した民兵法案（Militia Bill）や「一九ケ条の提案」（Nineteen Propositions）は、軍事、宗務、外交、官吏任命等の国王大権に対する議会の全面的な決定権を要求し、国王をまさに「幻影」（phantom）にせんとするものであり、それはダイシー的な「議会における国王」が如何なる法をも作り、また廃することが出来、他の何人も、如何なる団体も議会の立法を無効とし得ないという意味[9]でのそれとはやや異って、文字通りの（国王に対する）議会主権を要求するものであった。

すなわち、一六四〇年代は、「……執行権と人民の間に、大権事項と主張されたことについて問題が起る場合には、そのような大権行使の方向が、人民の福祉のための方を向いているか、人民を害する方を向いているかで、問題は容易に決定されるであろう」[10]という名誉革命の際のロックのオプテイミズムが許されなかった時代であり、「権利章典」の「古来の権利と自由」（ancient rights and liberties）という伝統的イギリス憲法（勿論、その内容は時代によって変遷を免れないものであるが）を遥かに超出した時代であったといえるのである。制度論的に敢えていえ

ば、名誉革命後のイギリス憲法は、ピューリタン革命の理念を内閣制度を軸にしながら暗黙の裡に実現していったものといえるであろう。勿論、その実現の過程はイギリス憲法独特の「偶然と境遇の産物」[11]という要素を多分に有するものではあるが、その源をたどるとき、我々は、よしピューリタン革命の議会派の指導者達が自らの理念の其後の発展を予見し得なかったにせよ、一六四〇年代にたどりつくことになるのである。

このようにして、ピューリタン革命は憲法学的にみても名誉革命に比してはるかに「革命」の名に値する時代であるが、それは「国王と議会のテューダー的ハーモニーの古典的例」[12]（the classic example of the Tudor harmony between Crown and Parliamet）とされ、アルマダの撃退にその絶頂をみたエリザベス朝後僅々四〇年に過ぎない。本稿はこのエリザベスの死（一六〇三年）から一六六〇年の王政復古に至る時代、すなわち、近代イギリス憲法の原型を形成し、更にはそれを越えて近代憲法の一の源流となった、イギリス史上のいわゆる「憲法闘争」（Constitutional Conflicts）期とピューリタン革命を考察することによって、近代憲法発生期の状況を探ろうとするものである。そしてそれは勿論、その発生から一八世紀への展開の、更には一九世紀以降のその変質の研究へと連なることを志向しつつなされるものである。[13]

（1）C. Hill, The English Revolution (hereafter Revolution), 3rd ed., p.6. 田村秀夫訳、C・ヒル・イギリス革命三頁。なおマルクス主義におけるイギリス革命論については参照、尾崎芳治「マルクス＝エンゲルスのイギリス革命論㈠㈡」（経済論叢七七巻五号・六号）。

（2）M. Dobb, Studies in the Development of Capitalism, pp. 170-1. 京大近代史研究会訳、M・ドッブ・資本主義発展の研究I二四六頁。

（3）浜林正夫訳、R・H・トーニー・ジェントリの勃興三三頁以下。

(4) 越智武臣・近代英国の起源一二九頁以下。なお、ここでの革命史学の概観については本書（一〇七頁以下）に負うところ大である。ホイッグ史観に対する興味ある批判として参照、越智訳・H・バターフイールド・ウイッグ史観比判。
(5) D. Brunton and D. H. Pennington, Members of the Long Parliament, p. 177.
(6) Ibid., p. 182.
(7) Ibid., p. xix.
(8) F・エンゲルス「史的唯物論について」〔大内兵衛訳、空想より科学へ（岩波文庫）〕九一頁。
(9) A. V. Dicey, Law of the Constitution, 8th ed., pp. 37-8.
(10) J. Locke, Two Treatises of Government, Book II, §161. 鵜飼信成訳、J・ロック・市民政府論（岩波文庫）一六五頁。
(11) 大岩誠訳、シェイエス・第三階級とは何か（岩波文庫）七五頁。
(12) Sir D. L. Keir, The Constitutional History of Modern Britain since 1485, 8th ed., p. 144.
(13) 筆者は既に「イギリスにおける議会特権について㈠・㈡」というタイトルの下で、一三世紀以降テューダー朝に至るまでのイギリス憲法の展開について概観を試みてきたが（『九大法学』一八号および二〇号）、本稿もまた、タイトルこそ異なれ、基本的にはそれに連なるものである。従って本稿においても議会特権について、議会と国王の対抗関係のなかで充分に注意が払われるであろう。問題の多岐性の故に冒頭のようなタイトルにしたのであるが、この意味では、本稿は前掲の二つの論文に次ぐ㈢以下の意味も含まれたものである。

第一章　前　史

テューダー朝はランカスター朝の弱体執行権の結果であると同時に、スチュアート朝下の国王と議会の烈しい衝突の原因でもあるといわれているように、(1) 国王と議会の対立の胚珠は既にテューダー下において育まれてきた。ただ、

テューダー下においては「議会における国王」にしろ、「議会の外の国王」にしろ、実質的にはその中での国王の優位が後に述べるような事情で保たれていたが故に、その対立の可能性が決定的に現実化しなかっただけのことであり、基本的にはスチュアート以降の憲法上の事象はテューダーの政策の結果として現われてくるのである。[2] 従って本稿のテーマの理解のためには、まず何よりもテューダー憲法の理解が必須の前提となるのであり、まず本章はその概観にあてられる。

第一節　序

鉄の法（iron laws）と破壊し難い権利（indestructible rights）によって取り囲まれていた[3]静態的な中世イギリス社会は、政治的にみればナショナリズムの一発展段階たる宗教改革と、バラ戦争を決定的な契機とする封建領主の没落によって破壊され、ここにローマの支配と階級的・地方的排他主義（class and local particularism）が打破されて、通常「新王政」（New Monarchy）の名で知られる中央集権化されたテューダー国家が誕生することになった。これを法的にいえば、自然法や神法（divine law）という観念が次第に消滅し、代りに実定法（positive law）という観念が明確になったということである。[4]

すなわち、このことをモッセによって詳言すれば、次のようにいうことが出来るであろう。[5]

一五世紀最大の法律家フォーテスキュー（John Fortescue）においては、人民の権利（殊に財産権）はコモン・ローおよび慣習によって守られており、議会制定法はこの両者を時宜に適したものとするものに過ぎなかった。しかもその際、議会は、コモン・ローおよび慣習が更に自然法（law of nature）によって担保されており、議会制定法は

この自然法の宣言的（declaratory）なものに過ぎない結果として、万能ではなく、その立法機能にも自ら限界が存することが（勿論その具体的な限界については一義的ではないにしても）一般に認められていた。国王も人民の権利及びそれを担保する自然法によって制約される結果、同様に万能ではなく、その裁量権を行使し得る範囲も限られており、この意味で当然のこととして主権概念の生ずる余地はなかったのである。しかし、テューダー朝では、この自然法に代って理性法（law of reason）或いは理性律（precept of reason）という概念が登場し、しかもそれは議会の権限を制限するものではなく、議会の行動は常に理性法と一致するという理由で、むしろそれを基礎づけるものとなった。更にエリザベス下の国務秘書官（Secretary of State）スミス（Sir Thomas Smith）においては、理性法という概念も消滅し、単に議会が万人の代表者であるということで以て「議会における国王」（king in parliament）の万能が基礎づけられ、かくて、財産権をはじめとする、自然法によって担保された中世的権利の神秘性が次第にはぎとられることになったのである。(6)

もっとも、この際も、外交権、宗務権、官吏任命権等、「議会における国王」の干渉し得ない余地が多分に残されていた（国王大権）。この意味で、かかる「議会における国王」の確立と同時に、直ちにその構成部分たる議会と国王の間に主権をめぐる争いが生じたわけではなく、「議会における国王」とそこに包摂されない「議会の外の国王」（king out of parliament）及び両者の背後にある伝統的な法という中世的均衡憲法（balanced constitution）の余韻は永く残り、(7) むしろ、「議会における国王」と「議会の外の国王」の明確な分裂・対立と前者による後者の圧倒（前者の内容もまたダイシー的なそれといささか異ることは前述した）こそが憲法闘争期のメイン・テーマなのであるが、いずれにせよ、この両者のうちのいずれかが（殊に前者が）法的にみてその権能を行使し得ない余地がなくなり始めたという意味で、テューダー憲法は主権概念生成のための大きな展望を拓くものとなった。(8)

前述したように、このテューダー憲法は通常「新王政」の名で呼ばれ、イギリス史上の絶対主義の時代とされるが、しかし制度それ自体に関していえば、それは従来の中世憲法と殆んど異なるものではなかった。「実際、テューダー君主制はランカスター君主制とはひどく異ったものである。後者は非常に制限された君主制であり、前者は、もし我々がその現実の作用をみるならば、殆んど無制限であったようにみえる。しかし相違は……存在する制度の性質の中にではなく、それが作用する精神にみいだされる。国王、貴族院、庶民院、枢密院、コモン・ロー裁判所という同じ機構が極めて異なる結果をもたらすようにみえる。[9]」

我々はかくて、この同じ機構が何故にランカスター朝のアナーキーを脱して、テューダー絶対主義を支える機能を果し得たかを問題にせねばならない。それは、換言すれば、何よりも先ず、テューダー憲法の特色とされる「王と議会とは一体をなした国家機関」[10]という統治構造が何故に可能となったかという問いである。

既に述べたように中世文明の二大中心点たる封建貴族と教会は、前者はバラ戦争によって、後者は宗教改革によって、破壊され、ここに内なる封建領主の排他主義（particularism）と外なる教会の普遍主義（universalism）が打破されて国民国家（nation-state）が誕生することになった。イギリスにおいては既にバラ戦争前より、羊毛の生産を基礎に労働地代から一挙に貨幣地代に進むことによって（金納化 commutation）封建的な荘園制は徐々に崩壊し始めていたが、羊毛輸出国から毛織物輸出国への転換に続く前記のバラ戦争はそれに決定的に輪をかけ、ここに「大貴族のイギリス」が破壊されると共に、かかる工業を土台に商人層（殊に貿易商）の成長がみられることになったのである。他方、この商人層と人的・経済的に密接な関係を持ち、封建領主に代って登場する中小地主層はかかる商業化の下に、ブルジョア化された地主、農業資本家的地主として現われた。「通商と農業の間に明確な一線が画され、地主は自らの身をおとしめることなしには通商に従事することは出来ず、商人は貴族の土地を買うことの出来ない国

々があった。しかしこのことは決してイギリスには当てはまらなかった。……極めて早い時期から、成功した商人は自らの蓄えを土地に投資することによって威厳と社会的評価を買入れた。貧乏なジェントルマンは商業への投機によって傾いた家運を建直したが、それについては商家との結婚が少なからず利益になった。[11]」

国王と「一体をなした国家機関」としての議会の庶民院はまさにかかる商人・地主層の代表によって構成され、更に彼等は中央では枢密院に、地方においては治安判事（justice of the peace）に結集し、テューダー統治機構の人的供給源となったのである。しかし、これらの代表によって構成される庶民院は国王と対等、或いは対立するもの（opposition）ではなく、その態様はむしろ参加（participation）或いは協力（coöperation）としてあった。[12] 換言すれば、それは自発的に下位の協働者の役割（the role of junior partner）に甘んじたのであるが、[13] このことは単に「個人的な富の獲得に熱心で、商人や貿易商は彼等自身が平和裡に彼等の仕事を追求することが許される限り、政治問題を他人に任せて満足していた」[14]、或いは「一六世紀においては強力な臣民はしばしば、国王が彼等の富の獲得に不当に干渉しないならば、政治の大部分を彼に任せて満足していた」[15] というアパシーにとどまらず、より積極的に、成長過程にあるとはいえ、未だ未成熟な中産階級がその共通の目的たる組織的且つ実効的な行政と治安の回復を求めて、当時この目的を果し得る唯一の権力たる国王権力に協力したということであろう。

他方、テューダー国王もまた社会的・経済的変革期のトレーガーである勃興しつつあるジェントリーと商人こそが、自らがアイデンティティを求めるべき「国民」に他ならないことを充分認識していた。[16] 従って、「実際一五九〇年ごろまでは、王政は都市と農村のブルジョアジーと多くの利害を共通にしていた。つまり、スペイン、国際カトリック教会、敵対関係にある貴族などに対する闘争がそれであるが、この貴族はテューダー家が覇権を主張するのを攻撃し、自分たちの私的な戦争で国家を死滅させるものであった。こういうわけで議会における王政とジェントリーと

ブルジョアジーとの協力関係が続いていた。[17]」

かくてヘンリー八世が自ら議会に向って、「私と諸君が頭と手足のように結合し、一つの政治体をなしている議会の中にいる時が、わが王国において私が最高の権威をもっている時であると裁判官たちによって告げられた」と述べたような国王と議会の「幸運な利害の一致[18]」（fortunate coincidence of interests）がみられることになったのであるが、この原理が実は制度的にみれば前述した「議会における国王」の権限の大幅な増加、「王と議会とは一体をなした国家機関」という現象となって顕われるわけである。

従って「新王政」といわれ、イギリス史上の絶対王政の時代とされるテューダー朝の統治構造は、ひとしく絶対王政と称される大陸諸国のそれとは異る独特の構造を有するわけで、国王がいわば「国王の従順な道具[19]」（gefügiges Instrument der krone）たる議会を利用しながら、自らの利益（それは勿論、前述したように多分に庶民院の利益と一致する面を有するのであるが）にリーガリズムの外観を与えたそれであったといえよう。

しかし、結果は必ずしも意図に沿うものではない。国王と中産階級の利害の分裂が明かになった時、このようにして維持・強化された制度は逆に抵抗の拠点となった。すなわち、利用されることによってフォームを維持した議会が、そのフォームと共にスピリットをも喚起したとき[20]、擬制的なテューダーの「議会君主制[21]」（Parliamentary Monarchy）の基礎はゆらぎ、テューダー憲法の内包していた制度としての絶対主義化（king out of parliament）の途と真の立憲君主制、更にはそれを越えて議会主権の途の分裂が始ったのである。これは議会を意識的に自らの利害のために利用した王政からみれば一種のパラドックスであるが、このことこそが本稿の対象たる憲法闘争の基礎となったのであり、初期スチュアート議会が姿を現わしたのは「テューダー絶対主義の真暗闇からではなかった。彼等は豊かな遺産と偉大な伝統を引継いだのであった。[22]」

以上の概括を踏まえて次節で少しく立入ってテューダー議会の実際的機能に則してそれを検討することにしよう。

(1) Sir W. R. Anson, The Law and Custom of the Constitution, Vol. II, The Crown, Part 1, 4th ed., P.38.
(2) Cf. G. B. Adams, Constitutional History of England, p. 246.
(3) A. F. Pollard, The Evolution of Parliament, 2nd ed., p. 221.
(4) Ibid., p.175.
(5) G. L. Mosse, The Struggle for Sovereignty in England, pp.9—27 より要約。
(6) Cf. C. R. Lovell, English Constitutional and Legal History, p.263.
(7) Mosse, op.cit., p.26.
(8) 「テューダー時代においては、それ（立法府の活動—引用者）はイギリス史に知られる一連の最も影響甚大な変化を惹起した。中央権力は貴族の特権に対する自己の優位を主張し、教皇権に対する自らの独立を達成した。遂にイギリス政治において完全な主権理論のための余地が出来た。」 J. N. Figgis, The Divine Right of Kings, 2nd. ed., p.230.
(9) F. W. Maitland, The Constitutional History of England, p.237.
(10) G. P. Gooch, Political Thought in England, from Bacon to Halifax, p.16. 堀・升味訳、G・P・グーチ・イギリス政治思想I八頁。
(11) R. H. Tawney, The Agrarian Problem in the Sixteenth Century, p.187. なお以上の経済史的叙述については参照、大塚久雄・近代欧州経済史序説（大塚久雄著作集第二巻所収）第二編第一章、高橋幸八郎・市民革命の構造（増補版）八五—九一頁。Keir. op. cit., p.6.
(12) G. L. Haskins, The Growth of English Representative Government, p.124.
(13) C. H. S. Fifoot, English Law and it's Background, p.107.
(14) T. P. Taswell-Langmead, English Constitutional History, 8th ed., p.343.

(15) J. W. Gough, Fundamental Law in English Constitutional History, p.68.
(16) Lovell, op. cit., p.235.
(17) Hill, Revolution, P.28. 同訳書三八頁。
(18) Pollard, op. cit., p.231.
(19) K. Loewenstein, Staatsrecht und Staatspraxis von Grossbritannien, Bd. 1, S.62.
(20) Adams, op. cit., p.243.
(21) G. R. Elton, The Tudor Revolution in Government, p.423.
(22) J. E. Neale, The Elizabethan House of Commons, p.307.

第二節　議　会

一　議　員

都市（borough or city）選出議員の選挙区内居住要件及び州（county or shire）選出議員の選挙権についての四〇シリング自由土地保有、選挙区内居住等の要件を、更には後者の被選挙権について、居住要件、ヨーマン以下の不適格等を定めた一五世紀前半の一連の選挙法は一六世紀にもそのまま存続したが、これらの同一の選挙法の適用をうけつつも、主として都市選出議員に関する居住要件の実質的骨抜き、選挙区の拡大、前述した中産階級の議会への進出等の事情によって、テューダー議会はその質においても量においても中世議会とは格段の相違を示し、既に「エリザベス朝に庶民院は成熟し」、その時点で、「国王への抵抗と征服の道具は鍛えられた」[1]のであった。

このことは既に主としてニールの詳細な研究に拠りつつ示したところであるので[2]極く簡単に触れるにとどめるが、要約すればそれは次のようになるであろう。

野心、威信（dignity）、好奇心、桧舞台への欲望、職業上の理由等のモチーフに促されつつ地方のジェントリーは庶民院の議席を求め始めたが、州選挙区は比較的その数が限定されていたため、彼等は必然的に自らの議席を、国王→大法官府→州執行官（シェリフ）→都市という指示系統によって容易に創設し得る都市選挙区に求めることになった。[3]つまりここにもトーニーのいわゆる「ジェントリーの勃興」という現象の反映がみられるのであり、彼等の圧力こそが都市選挙区拡大の原因であって、旧来のそれを国王のパッキングとする説は現在の研究水準ではむしろ否定的に解されている。そしてこの現象はまた同時に経済的にも社会的にも当時のイギリスの中枢を形成したジェントリーが法形式上は都市選出議員に比してその議会代表者数において劣るという変則的な選挙制度に対する自らなるジェントリーと都市選出議員の「相互調節」（mutual accomodation）でもあったのである。[4]

このジェントリー層と並んでテューダー時代の庶民院を形成したのは官吏及び法律家であったが、法律家がジェントリーの従兄弟と称されるように、[5]またトーニーにおいても土地所有者の他に法律家、裕福な商人を含んでジェントリーという呼称が用いられているように、[6]これらの庶民院の構成員は社会的にみれば同一階層に属するものであり、また彼等は相互に密接な血縁関係で結ばれていた。そして本稿の究極の対象の一たる一六四〇年の長期議会の構成も、商人、法律家、官吏等の数に多少の増減はあるにしても、テューダー朝の、殊にエリザベス後期の議会構成と基本的には何ら異るものではなかった。[7]

このようなジェントリーの議席の要望及びそのための都市選挙区の拡大の結果、一六世紀初頭には二九六名に過ぎなかった庶民院議員数はその終了時には四六二名に増加することになり（一六六名の増加の内わけはヘンリー八世＝

四五名、エドワード六世＝三四名、メアリ＝二五名、エリザベス＝六二名）、しかもジェントリーの都市選挙区への進出の必然的な帰結として、中世的な州選出議員と都市選出議員の社会的差異は不明瞭になったのであり、この現象はそのまま一七世紀へと受け継がれていったのであった。[8] かくて法律上は市民（citizen or burgess）とジェントルマンの比率は四対一であるべきものが実際には全く逆に一対四となった。[9]

ヘンリー八世、エドワード六世、メアリ、エリザベスの各治世に各々、九回、二回、五回、一〇回召集された議会にこのように結集した中産階級はルネッサンス及び宗教改革の影響をうけつつ、その教育面でも中世とは甚しく様相を異にし、オックスフォード、ケンブリッジ及びそれに次ぐ「第三の大学」たる法学院（インズ・オブ・コート）における教育を経験した者の数が急速に増加することになった。いまその数をニールによって示せば、一五六三年の四二〇人の庶民院議員の中一三九名が前記の三教育機関の在学体験者であり、更に一五八四年の四六〇人の議員中のそれは二一九名にのぼり、更に一五九三年には二五二名に増加し、半数以上が高等教育（殊に法律教育）経験者となったのである。[10] 従ってこのような議員によって構成される議会が特にエリザベス後期に至ってイニシァティヴや能力を示したとしても何ら不思議ではないのである。[11]

他方この庶民院と共に議会を構成した貴族院にも、バラ戦争及び宗教改革の結果としてその構成において著しい変化がみられることになった。聖貴族はヘンリー八世時代に五二名を数えたが、宗教改革によって修道院が解散された結果三一名の修道院長が貴族院から退き、後の主教の増加と合せて、結局テューダー朝の聖貴族は二六名となったのに対し、ヘンリー七世即位時僅か二九名の俗貴族は後五〇乃至六〇名に増加し、しかも彼等は「官僚貴族」（Beamten-adel）、新興家族（ニュー・ファミリイ）と称されることもあるように従来の貴族とタイプを異にし、富と才能に恵まれた中産階級出身者をもその中に含んで成立っていた。

かくて「旧貴族が粉砕されたとたんに、新貴族が生れ出たのだ。……ヘンリーの死に続いて起った諸事件に際して、この新しい貴族達が、指導的役割を演じ、それによってこの一党全部が新しい力と生気とを得たのだが小紳士階級もまた、こう言った大地主の一般的な富裕化の分け前にあづかったから、こうして貴族院が新しい精力を得たのに負けず、庶民院も、新しい政治上の自主の精神を発揮することになったのである。[12]」

二　ヘンリー八世下の議会

その初期においては財政上の必要から生れた nuisance であり[13]、exceptional measure として[14]召集され、単に国王を assist するに過ぎなかった議会は、前述したような階層の議員によって構成されつつ、テューダー国家においてはじめて正式の統治機関、真の統治機関（real instrument of government）としてその市民権を獲得することになった[15]。もとより「国家の秘密」（mystery of state）、「国家問題」（matter of state）としての国王大権は依然として、或いはより強化されて存続し[16]、その意味で先にも触れたように、メイトランドの如く既に[17]一六世紀に議会主権が理論的にも実践的にも確立していたと速断するわけにはいかず、むしろ大権の反射としての議会の成長という面が強いのであるが[18]、とまれ一六世紀から一七世紀にかけて議会は assist するそれから insist するそれへ、exceptional measure から general practice[19]へと転換することによって長期議会への素地を意識的、無意識的に創出していくのである。

そしてこのプロセスの最も明確な出発点となったのが「議会の偉大な建設者」（Great Architect of Parliament）ヘンリー八世下一五二九年乃至一五三六年の、長期議会と並んでイギリス議会史上にその大きな足跡を残した「宗教改革議会」（Reformation Parliament）の活動である。イギリス宗教改革は周知のようにヘンリー八世の個人的動

機から出発しながら、一方では勃興しつつある中産階級の広大な教会領への欲望に促され、他方では「新王政」確立のための中産階級の協力への王権の反対給付として遂行され、従って宗教改革とそれによる修道院の解散及びその財産の没収は、カソリック教会の権力と収奪に対するイングランドの国民的独立を確立する闘争の一部として、ブルジョアジーと議会の熱狂的な支持を得たのである。[20]

かくてそれは「宗教革命」（religious revolution）であると同時に「社会革命」（social revolution）であり、商業と中産階級の産物であった。[21] しかもヘンリー八世下の宗教改革についていえば、エルトンがそれを「教皇なしのカソリシズム」（Catholicism without the pope）と称するように、[22]「宗教革命」的色彩は可成り薄く、むしろ「社会革命」的色彩の方が強かった。その意味でそれは教義上の宗教改革（religious Reformation）というよりもむしろ政治的宗教改革（political Reformation）ともいうべきものであり、「たとえ宗教改革がひとつの革命であったとしても、その革命は、教会組織の下部機構にも伝統的な社会思想の体系にもほとんど手をつけずにおいた革命であった」[23]のであるが、本稿との関連での当面のヘンリー八世下の宗教改革の重要性はそれが「宗教改革議会」の制定法により行なわれた点にある。

すなわち、七会期を数えたこの議会は「初収入税上納禁止法」（Act in Restraint of Annates, 1532）、「上告禁止法」（Act in Restraint of Appeals, 1533）、「国王至上法」（Act of Supremacy, 1534）、「小修道院解散法」（Act for the Dissolution of the Lesser Monasteries, 1536）などの一連の立法によって、ローマとの経済、裁判管轄、教会組織上の紐帯を断ち切り、ヘンリー八世を「英国教会の地上唯一最高の首長」（only supreme head in earth of the church of England）とせんとするものであったが、このような自らの権力行使によって議会は「将来のための創造的価値ある先例」[24]（precedent of creative value for the future）を樹立し、「古来の教会と国家

の二重構造」[25]を打破して、教区の行政単位への繰込み等、教会を「国家の片腕」[26]とすることになった。勿論、それはしばしば繰り返したように、第一次的には王権と中産階級の利害の共同を前提とし、議会を抑圧するよりもむしろリードしようとした[27]ヘンリーの議会利用という被規定性を有するものではあるが、議会による宗教改革の遂行はそれまで疑問の余地なく承認されていた議会の権能の限界の否認を意味し[28]、イギリス議会史に彫刻された最も注目すべき出来事であった。この時初めて議会は立法体としての明確な姿を現わしたといえるのである。

更に付言すれば、宗教改革の結果はしかし単にこのような直接的効果のみにとどまらない。スチュアート議会の王党派に対抗する「議会派の主体はまさにテューダーの政策によって富と地位を得た人々であった」とブラウンがいうように[29]、修道院領の没収と王室財政窮乏によるその売却によって土地購入をはじめとする様々の経済的利益を得た層こそが、まさにその権利の擁護のために後年のスチュアートに対するレジスタントを形成するのである[30]。かくてヘンリーの宗教改革による教皇の権威の征服はやがて内乱（civil war）とチャールズ一世の処刑に通じるという歴史の皮肉に報われるのであり、憲法的側面と、経済的側面が合体して、宗教改革は多くのパラドックスを孕み、まさに「テューダー君主の成功がテューダー君主制の継続を……不可能にした[31]」のであった。

この宗教改革議会に関して差し当り指摘しておかねばならないもう一つのことは、「彼等（国王―引用者）が用いようとした議会という道具の地位と能率を高める特権を助成することは明らかに賢明な政策であった[32]」というケアの指摘の通りの議会特権の称揚がヘンリーによってなされていることである。すなわち、一五三二年ヘンリーはローマにいる自らの代理人に対し、もし教皇或いは枢機卿が「初収入税上納禁止法」に異議を唱えたならば、「わが国の議会における討論は自由であり、どんな問題に関するものであっても国王は議会の討論に干渉することは出来ない、まことに議会は自らが国家の利益或いは不利益と看做すところに従い、適当と思う通りに決定するのである」と返答する

よう指令しているが、[33] ここには「一体をなした国家機関」たる国王と議会の統合を背景にしたヘンリーの政治的手腕の見事さと同時に、後年のブラックストーンの「主として議会特権は単に同輩による妨害から議員を防るためのみならず、それ以上に殊に王権による弾圧から議員を防るために確立された」[34] とのそのコンメンタリイにおける言、更には近代議会における議会特権の存在理由として通常説かれるところとは全く反対の免責特権の使用がみられるのである。逆にいえば、エリザベス後期から憲法闘争期を経てピューリタン革命に至る過程は、かかる免責特権が次第にブラックストーンの説くが如く王権そのものに向けられていく過程であるともいえるのである。

ともあれ「最初の長期間続いた議会であり、したがって庶民院に共同体験の意識と団体精神（エスプリ・ド・コール）とを養う実際の機会を与えた最初の議会であった」[35] 宗教改革議会はこのようにして近代議会として、立法体として姿を現わし、依然として存続している、議会を以て裁判所とする把握、或いは専ら課税に対する被課税者の砦とする見解を止揚する糸口となるのである。

ヘンリー八世は一方ではこのような議会に対し、或いは枢密院のメンバーを送り込むことによって、或いは庶民院議長の実質的決定権を保有することによって、[36] 自らとのリンクを堅固なものとしつつ、他方では庶民院議員とその社会的出自を等しくする治安判事に対し、[37]「テューダー国家の日常の任務遂行のためのレギュラーな機関」[38] (**regular engine for the conduct of the normal business of the Tudor State**) であった枢密院をはじめとする中央の充分な統制を生かし、彼等を「国王とコミュニティーの結節環」[39] としながら、単に従来の司法的権限のみならず、行政的・統治的権限をも与えることによって、議会制定法の実効を期しつつ、宗教改革議会前後を通じて積極的に議会と対面し、「議会にくるまることがヘンリー八世の政策であり、彼は国王が以後その議会の衣を脱ぎ棄てることが出来ない程の首尾でそれを行った」とまで評されるのである。[40]

このようなヘンリーの議会との協働は前述した宗教問題は勿論のこと、それ以外に、エリザベス下でしばしば大権と議会特権の衝突として現象した、通商、王位継承などの大権事項にも及んだ。[41] 例えば、一五三四年及び一五四四年の王位の継承に関する法などがそれであり、かくて国王は「議会を大権の基礎にした」[42]のであった。この協働は更に進んで、後年憲法闘争期に於いて、重要な争点の一となった、強制公債(forced loan)或いは上納金(benevolence)が数回活用され、しかも一五二九年及び一五四三年の議会は公債についての国王の債務を免除する制定法を通過させる等、財政政策の面にも及んだのであった。[43]

其の他ヘンリー八世議会の主要な立法活動を摘示すれば、裁判手続に依らずして死刑を科する私権剝奪法(Act of Attainder)、布告(proclamation)に制定法の効力を与えた、いわば委任立法の走りともいうべき布告法(Statute of Proclamation, 1539)などが挙げられるのであり、かくて前述の宗教改革の際の議会の作用を考え合わせると「テューダー君主、殊にヘンリー八世は制定法があらゆることについて新しい法を創造し得るというラジカルな理論を採用した。それ以後議会は第一次的にはすべての他の法に優位する制定法を作ることの出来る立法体となった。[44]」

いずれにしろ、ここには「従順議会」(Docile Parliamemt)を充分に活用し、むき出しの制度的な絶対主義的支配を避け、自らの政策にポピュラリティ、合法性、議会のサンクションの外観を与えんとする、エリザベスと共通するところ多いヘンリーの統治の特色の反映が窺われる。と同時に、このようにしてヘンリーはいわば議会を偉大たるべく強制することによって、自ら進んで議会に政治的重要性を持たせ、庶民院を「国王下の第一の国家権力[45]」(the first power in the State under the Crown)とし、歴史的なパースペクティヴで考えるとき、前述したようにチャールズ一世の墓掘人となったともいえるのである。

右に述べたようなヘンリー八世と議会との関係からして、また、論理必然的に議会特権についても彼の議会は大幅

な前進をみることになった。すなわち、宗教改革に際してのヘンリーの免責特権の称揚については既に触れたが、同様の現象が他のケースについても現われることになったのである。

簡単に著名なケースを例示すれば、免責特権に関しての一五一二年のストロード（Richard Strode）事件、不逮捕特権に関しての一五四三年のフェラーズ（George Ferreis）事件等がそれであるが、これらのいずれのケースにおいても、そこにうかがわれるのは正式の、自立せる統治機関へと一歩を踏み出した議会の権威の増大の反映である。すなわち、ストロード事件においては庶民院議員ストロードが錫鉱山裁判所（Stannery Court）により、錫鉱夫の特権規制のための法案を議会に提出したことが錫鉱夫に関する錫鉱山裁判所の専属的管轄権を侵害するものとして罰金、投獄の判決を下されたのであるが、これに対し議会は、議員の議会での言動を理由とする如何なる争訟も無効である旨の制定法（Strode's Act）を通過させることによって対抗すると共に、従来「議会の法と慣行」（law and custom of parliament）によって主張されてきた免責特権に制定法上の承認を与えることになったのである。そしてこのストロード法は、後に一六二九年の乱闘議会におけるエリオット（John Eliot）の行動に対する王座裁判所（King's Bench）での争訟に関して、それが一般法であるか、或いはストロード個人のみに関する特別法であるかをめぐって論議を呼んだのであるが、法文上それは明白に現在及び将来の議員に適用される一般法であって、長期議会及び一六六七年の議会もそのことを確認したのであった。(46)

免責特権について更に付言すれば、現在に至るまで続いている議長の議会開始時の免責特権の請願がやはりこのヘンリー八世時代に開始された。すなわち、従来までの請願が庶民院のスピーカーとしての議長の庶民院の意思を国王に対して伝える際生じるミスについての免責の請願という、いわばパーソナルなものであったのに対し、ヘンリー八世時代のそれは一五二三年の、時の庶民院議長であった、かのトーマス・モアの、議員の言論の抑圧は公務の多大な

妨害に通じるが故に、議員の言論は自由に解放さるべきであるという請願[47]を先駆に、一五四一年には既に現在のように庶民院の名において、庶民院のために、パーソナルなそれに対する一般的な免責特権が請願されることになった[48]。

一方不逮捕特権に関するフェラーズ事件は、他人の債務の保証人であった庶民院議員フェラーズが王座裁判所の令状によりロンドンで逮捕された事件であったが、庶民院は従来の大法官の発する令状による不逮捕特権行使の慣行を拒否して、庶民院の命令等は令状なしに、　院の衛視（Serjeant-at-arms）によって執行さるべきであるとし衛視を令状なしにフェラーズの釈放を要求させ、二回目の要求で彼の釈放に成功すると共に、第一回目の要求に際してこれに抵抗した刑務所書記、ロンドン執行官、当該訴訟の原告等を議会侮辱の科で投獄したものであった[49]。

もっとも特権令状なしの不逮捕特権の行使はそれ以後のケースにおいてもコンスタントに倣われたわけではなかったが、一六世紀末でにはかかる方式が確立され、しかもイギリスの不逮捕特権は現在の各国憲法にみられるような刑事事件を対象とするものではなく、専ら民事事件を対象とするものであったことと相俟って、既にテューダー憲法においてほぼ落着をみたのであった。

こうして以上のその立法機能及び議会特権に関する簡単なスケッチからも明白なように、ヘンリー八世下の議会は、勿論そのすべてを網羅するものではなかったとしても、近代議会の重要なエレメントの幾つかを「王と議会は一体をなした国家機関」という、いささか変則的な状況の中で育てることになったのである。そしてかかるエレメントがエリザベスによって幾分緩和されつつ中継されてスチュアート朝に伝えられ、そこでの存亡を賭けたシビアな対立の中で鍛えられることによって「議会主権」に結実することになるのである。

(1) Neale, op. cit., p. 307. cf. Lovell, op. cit., p.236.
(2) 拙稿「イギリスにおける議会特権について(二)」（『九大法学』二〇号）。
(3) Neale, op. cit., pp. 134—5.
(4) G. M. Trevelyan, England under the Stuarts, p. 95.
(5) Neale, op. cit., p. 140.
(6) ムーリー・ジェントリの勃興一三頁。
(7) Brunton and Pennington, op . cit., pp. xiii—xiv.
(8) Ibid., p. 9.
(9) Neale, op. cit., p. 140.
(10) Cf. Keir, op. cit., pp. 97—8.
(11) Neale, p. 295.
(12) J. R. Green, A Short History of the English People, Vol. I pp. 329—330. 和田勇一訳、J・R・グリーン・イギリス国民の歴史九六頁。
(13) G. Davies, The Early Stuarts, 1603—1660, p. 14.
(14) W. I. Jennings, The Law and the Constitution, 3rd ed., p. 37.
(15) Sir J. A. R. Marriott, The Crisis of English Liberty, p. 29.
(16) 大権の重要性がテューダー時代に至って注目されだしたことについて参照、D. L. Keir and F. H. Lawson, Cases in Constitutional Law, 4th ed., pp. 44—5.
(17) Maitland, op. cit., pp. 254—5.
(18) 松下圭一・市民政治理論の形成九六頁。往々にして前述のトーマス・スミスに主権論の確立をみる見解があるが、本文中にも述べたようにそれはあくまでも一つの可能性を拓いたものに過ぎず、明確に主権が意識されたのは一六四〇年代になってからであり、その意識化も、徐々に憲法闘争と革命の諸々の環境から促進されたものである。cf. G. H. Sabine, A History of Political Theory, 3rd ed., pp. 449—454.

(19) Jennings, op. cit., p. 37.
(20) Hill, Revolution, p. 15. 同訳書一七頁。
(21) Tawney, Problem, p. 383.
(22) G. R. Elton, Renaissance and Reformation, 1300—1648, p.190.
(23) R. H. Tawney, Religion and the Rise of Capitalism (a Pelican Book), p. 158. 出口勇蔵・越智武臣訳、トーニー・宗教と資本主義の興隆下巻（岩波文庫）三四頁。
(24) Adams, op. cit., p. 245.
(25) Maitland, op. cit., p. 298.
(26) Tawney, Religion and the Rise of Capitalism, p. 163. 同訳書下巻四一頁。
(27) W. F. Swindler, Magna Carta., Legend and Legacy, p. 162.
(28) Keir, op. cit., p. 135. cf. E. C. S. Wade and G. G. Phillips, Constitutional Law, 4th ed., p. 31.
(29) I. Brown, English Political Theory, p.38.
(30) C. Hill, Puritanism and Revolution, pp. 38—9.
(31) Marriott, op. cit., p. 35.
(32) Keir, op. cit., p. 146.
(33) S. B. Chrimes, English Constitutional History, 3rd ed., p. 135. 川北・小松・杉原訳、クライムズ・イギリス憲法史一六四頁。
(34) W. Blackstone, Commentaries on the Laws of England, Book the First, Oxford, printed at the Clarendon Press. p. 159.
(35) Chrimes, op. cit., p. 133. 同訳書一六二頁。
(36) 一七世紀後期に至るまで、議長は事実上国王によって指名されていた。この「議長職の性格の革命」(a revolution in the character of the office) の端緒となったのが一六四二年の五議員逮捕未遂事件における議長レンソール (Lenthall) の「庶民院が指示する以外私はここでは見る目も、語る舌も持たない……」という返答である。 J. R. Tanner,

English Constitutional Conflicts of the Seventeenth Century, 1603—1689, p. 114. cf. Keir, op. cit., p.479.

(37) 前述のように、治安判事の供給源たるジェントリーはまた庶民院議員のメンバーの供給源であり、「治安判事の職はかくて州選出議員のための恰好のトレーニングを提供した。」W. Holdsworth, A History of English Law, Vol. I, 3rd ed., p. 290.

(38) Keir, op. cit., p.113.

(39) C. A. Beard, The Office of Justice of the Peace in England, p. 85.

(40) Pollard, op. cit., p. 271.

(41) Cf F. C. Dietz, A Political and Social History of England, p. 208.

(42) 松下・前掲書九八頁。

(43) かかる事情の故に強制公債等をめぐる次世紀の憲法闘争において中世の先例は議会の側にあったが、テューダー朝の実践は国王の側にあったというポロックの言が出てくる。F. Pollock, Essays in Jurisprudence and Ethics, p. 223.

(44) Lovell, op. cit., p. 242.

(45) G. B. Smith, History of the English Parliament, Vol. I, p. 316.

(46) ストロード法については、G. B. Adams and H. M. Stephens, Select Documents of English Constitutional History, p. 224. をみよ。

(47) モアの請願については、G. R. Elton, The Tudor Constitution; Documents and Commentary, (hereafter Documents), pp. 262—3 をみよ。

(48) Erskine May's Treatise on the Law, Privileges, Proceedings and Usage of Parliament, 17th ed., pp.44—5. 参照、植村雅彦・テューダー・ヒューマニズム研究序説一四八—一五四頁。

(49) Elton, Documents, pp. 267—270. なお前出のヘンリー八世の「私と諸君が頭と手足のように……」という言もこのフエラーズ事件に関連して述べられたものである。

三　エリザベス下の議会

国家の利益と安全は何ものにも妨げられない、有能な君主（unhampered and efficient monarch）にかかっているというテューダー朝の一般的な思想に支えられつつ、[1] ヘンリー八世は右に述べたように自らの重要政策に「国民」代表機関たる議会の同意（法的承認）を獲得した。そしてそれは単に前述した宗教改革をはじめとする重要立法にとどまらず、賃金、物価の規制、各種産業の統制等にも及び、論者によってはヘンリー八世の立法プログラムは現代行政国家の基礎を置くことを狙ったものであったとまで評されるのである。[2] いずれにせよ、このような「国民」的同意への依存は、換言すれば、彼が権力の理論を求めず、権力の実体に満足したということを、実質的には絶対的であったが、形式的には伝統的な法の支配を維持したということを意味し、絶対王政のイデオロギーとしての王権神授説の登場はジェームズ一世をまたねばならないのであるが（勿論ジェームズの王権神授説も一般に理解されている程徹底はしていなかったが）、そのことを裏返せば、一六世紀においては現実に議会において各種の立法に同意を与えた人々の心中に統治への同意という思想が宿ったことを意味する。[3]

エリザベス時代にもことは基本的には同様であり、議会と国王のテューダー的ハーモニーは依然として保たれたのであった。しかしながら、ヘンリー八世時代と比較するとき、そのハーモニーにも微妙な動揺が現われ始めるのを我々は認めるのである。すなわち、ヘンリー八世時代には殆んど全面的に支持・強化された王権の発動について、このエリザベス期には仮令その大部分が不成功に終ったとしても、宗教、通商、王位継承等をめぐって議会の攻撃が開始され始めるのである。前二者はすなわち主としてピューリタニズムの擡頭であり、また一六〇一年の「反独占論争」（Debate on Monopolies, Discussion of Monopolies）を一の頂点とする独占問題なのであるが、このピューリタ

ニズム及び独占問題はまた法的・政治的レベルの問題として捉えれば、後述するように国王大権と議会特権、コモン・ローの対立として現象することになった。かくて独占、ピューリタニズム、大権、議会特権及びコモン・ロー等の後年のピューリタン革命時の経済的・宗教的・法（政治）的な争点の原型はエリザベス時代にほぼ出揃い、従ってその実体はともかくも形式的には法の支配が貫徹されたという意味で中世的均衡憲法の一の絶頂を示した[4]エリザベス時代はその反面静かに「終りの始り」[5]（beggining of the end）を醸成したのであった。それらのことを敷衍すれば次のようになるであろう。

前述したように封建制の危機の克服として現われたテューダー王政は当時勃興しつつあった中産階級の支持の上に成立ち、他面王政はまたかかる中産階級の保護者として機能したのであったが、王政があくまでも絶対王政にとどまらんと欲する限り、両者の協働にも自ら限界、枠が存在することになった。すなわち「現存の階級関係をば、父権的な絶対主義政府の、制限的であるとともに保護的な抑圧のもとに、屈服させることによって、その階級関係を不動の形に」[6]し、一の有機体的社会秩序を守らんとする本質的には保守的であったテューダー政府の経済政策は従って「統制」という基本理念に支えられていた。それは賃金、物価の規制はいうに及ばず、労働の移動、商売への加入、穀物や羊毛の取引、耕作方法、手工業の方法、外国為替業務、利子率等の細部にまでわたっていたのであるが、[7]またより大きな次元の問題として促えれば、徒弟制度を土台にする「都市」＝商工業、「農村」＝農業という産業編成と前者による後者の支配というヒエラルヒーとして現象した。[8]

しかしテューダー絶対王政の社会的藩屏としての大塚教授のいわゆる「中産的生産者層」の貧富両層への分解と産業資本の形成はかかる「統制」と「編成」の枠を突破せんとする。[9]これは主として様々の都市ギルドの統制を避けて展開される農村工業の発展に基因するのであるが、この農村工業の発展はまた「農民層の分解の結果であるとともに

さらにそれを促進するものとして」[10]、統一的、斉一的な有機体的社会秩序を破壊することによって、絶対王政への脅威となり始めるのである。

つまりテューダー王政の、本質的には保守的でありつつ、他方では自らの地位を新興ジェントリー、中産階級に依存するという[11]困難な途は、封建制の解体より生じるアナーキーとスペインをはじめとする外国勢力からの後者の保護という点で過渡的に維持されたのであるが、かかる内外の環境が中央集権化された絶対王政権力の成功によって変化させられた（典型的には一五八八年のアルマダの撃退）まさにその時点から[12]、既に一六世紀半ばに本格的な成立をみたイギリス初期資本主義は父権的統制を桎梏と感じ始めたのである。煩をいとわず再言すれば、かくて「テューダー君主の成功がテューダー君主制の継続を不可能にした。」

もとより、他の様々のファクターを無視して、かかる経済的事情をストレートにエリザベス期の国王と議会の憲法をめぐる対立に結合することは短絡のそしりを免れないであろうが、エリザベス期に散発的にみられる前述した両者の対立の一つの底流として我々は先ずかかる経済的発展を充分認識しておく必要があろう。かくて、「この繁栄と発展をほこるエリザベス治下のイギリス絶対王政は、同時に絶対王政を粉砕する市民革命の原動力をはぐくみつつあった。あたかも、早春の雪どけ水がふかくつもった雪の下でまず静かに流れはじめるように、絶対王政の繁栄の基底に新しい社会の胎動が秘められていたのである。[13]」

このようにしてヘンリー八世の死から自らの治世に至る間に静かに開始された権力のバランスの移行[14]を直感的に認識していたエリザベスは、従って議会の召集が一面では王権の強化に資すると共に他面では次第に紛争の因になることを充分理解していた。それ故エリザベスの議会召集の頻度も必ずしも高くはなく、その四四年に及ぶ治世の間に既述のように議会は一〇回召集されたのみであり、その会期数は合計一三会期、一会期の平均日数も一〇週間以下に過

ぎなかったのである。

にもかかわらず、エリザベスは議会を無視することは出来なかったが、それは何よりも直接的には国家財政の困窮に基因するものであった。既にメイトランドの引用によって触れたようにテューダー国家はその作用の近代性にも拘らず、それを支える制度それ自体をとってみると多くの点で中世伝来のそれを維持したのであるが、国家財政についても、国王が **live on his own** すべきだという、中世的・封建的原則がそのままテューダー国家に持込まれた。しかし中世伝来の議会、枢密院、治安判事等の諸機構がその内実において例えば、議員層の変化、枢密院のメンバーの削減と中産階級の登用等によってテューダーの国民国家によく適応せしめられたのに反し、国王領の固定した地代収入を基礎とする **live on his own** の原則は、物価の上昇、恒常的な国家費用の増大によく応え得なかった。従って財源調達のための機関としての議会はエリザベスにとっても、そのマイナス面を最大限考慮してもいわば必要悪として無視し得ない存在であり続けたのである。この意味でテューダー朝に至って立法機関的性格を明確にした議会も依然としてその究極的存在基盤を中世議会のそれと同じくし、表面的には **supply** と **grievance** の取引（**bargain**）という中世的図式を保持したようにみえるが、その際にも我々はその **grievance** 自体従来の中世的身分議会のローカルなそれと比して、中央集権体制の一応の整備をみたテューダー朝のそれはよりナショナルな色彩を帯び、かくて前述したように中世的身分議会が国家的統治機構の一角を形成する質的転換（の萌芽）を看過しないようにしなければならない。宗教問題、或いは独占について、よし結果的にそれが大部分は少数意見にとどまったとしても、ピーター・ウェントワース（**Peter Wentworth**）をはじめとしてエリザベス期に国民に対する責任を基礎にした大権への介入の試みが散見されるのはかかるコンテクストにおいてである。

宗教問題を当面の叙述に必要な限りで概観すればそれは次のようになるであろう。

ヘンリー八世の宗教改革が教義的には不徹底であったことは既に述べたが、彼は教義的には化体説、秘密告解等を保持した「六ケ条」(Six Articles) や「国王の書」(King's Book) が示すようにむしろローマ教会の主要な教義を国民に強制したともいえるのである。しかし彼を継承したエドワード六世の治世には「六ケ条」の廃棄、「第一次一般祈祷書」、「第二次一般祈祷書」等によって教義的な宗教改革がヘンリー以来初めて企てられ、プロテスタント化が促進されることになった。従ってイギリス宗教改革はこの時点で初めてその名に値する改革となったわけであるが、カサリンの子として、エドワード六世下の急激なプロテスタント化によって迫害にさらされたカソリックのメアリの即位と共にエドワード六世下のプロテスタント化が阻止されてカソリック反動が開始されることになった。

すなわち、彼女の即位年（一五五三年）の第一議会は「第一次廃棄法」(An Act for the Repeal of certain Statutes made in the time of the Reign of King Edward the Sixth, Mary's Eirst Statute of Repeal) によってエドワード下の諸改革立法を廃止し、ヘンリー体制に逆行することによってカトリック反動を開始したが、更に第三議会は「第二次廃棄法」によってヘンリー八世下の諸改革立法をも廃棄し、ここにヘンリーの教義的には微温的な改革さえも越えて正式にローマへの復帰を完成することになった。同時に、「異端処罰法」が復活され (Act reviving the Hersey Laws)、激しい迫害によって多教の殉教者を生み出すことになった。もっともメアリの第二次廃棄法にしても「ローマとの和解のためにメアリがイギリス貴族に払わねばならなかった代価」[15]としてその中から修道院解散法を除外することによって、ヘンリーの宗教改革による土地所有権の変動には影響を与え得ないものであり、この意味でメアリのカソリック反動も完遂されたとはいえなかったが、この反動は多くのプロテスタントを大陸への亡命へと迫いやり、彼等は彼地でカルヴィニズムに接し、エリザベスの即位と共に帰国してピューリタンとして徹底した宗教改革を希求することになるのである。

かかる変遷の後に即位したエリザベスは従って一方では当然メアリ下で迫害された層からの反カソリック政策を期待されると共に、他方ではメアリ下の受益者層及びメアリ以来密接な外交関係にあったカソリック強国スペインからカソリック政策を期待されるという微妙な立場にあった。

そこでエリザベスは宗教政策においても、他の政策におけると同様にヴィア・メディアの政策を採らざるを得なかった。このことを最も典型的に示すのが一五五九年の「国王至上法」（Act of Supremacy）であって、それはメアリ下の「第二次廃棄法」を破棄すると共に（即ちヘンリー的宗教改革の復活）、エリザベスをして「聖俗両事項のこの王国の最高の統治者」（the only Supreme Governor of this realm……as well in all spiritual or ecclesiastical things or causes as temporal)と規定している。すなわちこれはヘンリー八世下の「国王至上法」の「唯一最高の首長」（the only Supreme Head）という表現に比して明かに後退しているのであるが、これについてグリム（H. J, Grimm）は、カソリックにとって head とは pope であり、プロテスタントにとって head とは christ であるが故にエリザベス下の「国王至上法」においては head という表現が避けられたのだといっている。(16)

この国王至上法に如実に示された彼女のヴィア・メディアは宗教政策の基本線として貫徹され、かくて「プロテスタンティズムの中からは 国内事情を不安定に陥れる危険のあるカルヴァン派の急進主義を退けて、世俗権威の優位を強調するルター主義を採り、カソリシズムからはローマへの従属という国家の独立を脅かす重要条件を捨て、司教制、聖職者の独身、礼拝儀式を取り上げて、この新旧両派の中道に エリザベス体制の路線を統一しようと考えた。(17)」

しかし、ヴィア・メディアはまさにヴィア・メディアであるが故に以後恒常的に新旧両派からの攻撃にさらされることになった。とりわけ熱烈なプロテスタントはエリザベス的宗教改革にあきたらず、それをより徹底させ、教会か

らカソリシズムの痕跡を除去し、「ピュアな教会」を求めた。すなわち、前述したピューリタンである。もっともこのピューリタンという語自体その内容は必ずしも明確ではなかったが、当面必要な限りで大別すれば、国教会の主教制度に代えるに長老制を以てする長老派（presbyterian）と、あらゆる国教会形式（form of state church）を否定し、自発的な信者の結合に基く組合（congregation）を主張した組合教会派（congregationalism, Brownism.）という二つのセクトがあった。[18] 純粋性、徹底性という点からいえば、国教会からの分離を主張し、信者の自発的な結合という民主的要素の中に「ピュアな教会」をみることによって近代デモクラシーの一の源流となった後者[19]（それはまた分離派 seperatism ともよばれた）にこそピューリタンという呼称はふさわしいが、エリザベス期から革命前期を通じてピューリタンの多数を形成したのは前者であった。

とまれ、このピューリタニズムによって生み出されたエートスー「自分の資本を増加させることを自己目的と考えることが各人の義務であるとの思想」[20]＝資本主義の精神ーはまた「ようやく興隆にむかおうとする小市民層や借地農民層」[21]、すなわち、前述したその内に資本家と賃金労働者という分解の契機をはらみつつ、漸く「統制」の桎梏に反抗し始める独立小商品生産者層にその最大の信奉者を見出し、斯くてピューリタニズムはさなきだに国教会＝国王にとって脅威となり始めるのである。

このピューリタニズムの脅威の議会レベルでの発現が個々の議員による諸改革法案の提出であり、更にそれは後述するように原理的には議会特権、国王大権に連なるのであるが、ヴィア・メディアを貫徹せんとするエリザベスは当然のことながら、「議会を大権の基礎にした」ヘンリーとは自ら異った対処の仕方を議会に対してせざるを得ない。すなわち議会での宗教改革法案の審議そのものを、それが大権事項に属することを理由に禁止することによってアングリカニズムを防衛せんとするのであり、従ってそこにはヘンリー的な国王と議会の協働から一歩後退し（勿論これ

はこのことによって直ちに国王と議会の対立が鮮明になったというわけではない）、スチュアート前期の大権をめぐる憲法闘争へと通じる「終りの始り」が看取されるのである。

例えば一五七一年、一般祈祷書の改訂法案を提出したストリックランド（Strickland）は枢密院によって召換され、登院停止を命じられているが（なおこの議会には七を下らぬ宗教改革法案が提出されたといわれる）[22]、この事件が議会で問題になった際、枢密院弁護のために財務卿（lord treasury）によって述べられたその処分の理由が、議会での彼の言動そのものの故ではなく、「国王大権に反して庶民院に法案を提出したため」[23]（傍点引用者）とされていることは、形式的に、大権事項たることそれ自体を理由として、宗教問題を議会の審議事項からはずすという他の大権問題と共通するエリザベスの基本方策を如実に示すものであった。

タナーのドキュメントに収録されたストリックランド事件の経過はこの処分理由の開陳以外にも、よく当時の庶民院の雰囲気を伝えて興味深い。すなわちこの法案の第一読会後、庶民院が同法案の以後の議事手続に入る前にそのことについてエリザベスの許可を求める請願をなすことを決議したのは（ストリックランドはこの第一読会後の休会中に前述の処分をうけた）、当時の庶民院の大勢がエリザベスの方策に応えるものであったことを示すが、一方議員イェルバートン（Yelverton）がストリックランドを擁護して、かかる処分を容認することは将来に禍根を残す、と説いた後、国王は大権を有するとしても、それは合理的な限界内（within reasonable limits）にとどめられるべきことを主張し、他方これに対してまた議員フリートウッド（Fleetwood）がこの際彼等のとるべき途は権利としてストリックランドの釈放を要求することではなく、謙譲なる請願者（hnmble suitors）たることであると反論したのは、早くも次の世紀の憲法闘争の議会と国王の対立点のパターンの萌芽を示すものであった。[24]

以後もエリザベスは同様のケースにおいて繰返し、或いは直截に国家問題として宗教問題への議会の介入を禁じ、

或いは間接的にこれらの問題の審議についての事前の許可（permission, licence）を要求することによって、本来的に大権事項は議会の管轄外であるという原則を貫ぬこうとするのである。

そしてこれに対する抵抗の論理として登場するのが議会特権、就中大権問題についていえば免責特権であり、従ってテューダーからスチュアートにかけての議会史が論者によっては国王大権と議会特権の闘争期として特徴づけられるのも故なしとしないのである。[25]「少くとも少数の者は、それを庶民院で提起し得ないならば、彼等がそのために戦う政治的野心は、促進され得ないことを認識していたので、免責特権という憲法問題が論争の種（battleground）となった。[26]」

前記のような大権把握からして当然に免責特権を以て、「欲するままにあらゆる事項について話し、愚鈍な頭脳に最も適当とみえるままに宗教の形式、或いは統治の有様を形作ることではなく」、簡単な理由を付して、提出された「法案に対しイエス或いはノー」をいう権利であるとした[27]エリザベスに対するこの闘争の先頭に立ったのが周知のピーター・ウエントワースである。すなわち彼は一五七六年、「自由の名は甘美であるが、その実体そのものがあらゆる無限の財宝よりも価値がある」で始る有名な演説の中で、言論の自由が保障されない議会はその名に値せず、「追従と虚偽の学校（school of flattery and dissimalation）に過ぎないこと、rumour と message によるエリザベスのこの自由の侵害が顕著なことを説いた後、「私は以前に議会に席を置いた人から、教皇とカソリシズムの追放と真の宗教の回復はこの議院から始ったのであって、主教（＝国教会＝国王―引用者）から始ったのではないと聞いた」（傍点引用者）と述べ、[28]ヘンリー的大権とエリザベス的大権の相異を充分に意識しつつ、免責特権を以てイニシァティヴにまで拡大しようとするのである。

更に一五八七年、あらゆる教会統治に関する現行法を廃止し、従来の一般祈祷書に代えてカルヴィニズム的祈祷書

を用いるべしとするコープ（Sir Anthony Cope）の提案の読会開始をめぐって、大権事項に関する議会のイニシァティヴに関し議会内部で論が分れ、他方エリザベスが当該法案を議長をして自らに届けさせたとき、一〇項目にわたる質問書を議長に提出して彼は、再び免責特権を主張した。それはかかるエリザベスの要求に応じた議長を非難しつつ、「この会議（＝議会―引用者）はここに結集したどの議員にとっても、自由に、何人のコントロール、或いは法の危険もなく、法案や言論によって、それが神のサーヴィスに関するものであろうと、国王とこの聖なる王国の安全に関するものであろうと、本邦の不満のいずれをも表明する場ではないのか」[29]と（傍点引用者）いう一項を含むものであり、ここでも問題の所在が彼においては明確に意識されていたのであった。

こうして免責特権は議会内部での法案の審議のみならず、その論理的帰結としてイニシァティヴそのものにまで拡大されることによって、そしてまさに「彼等が望んだのは免責特権そのものというよりも、ピューリタニズムの促進と新教イギリスの防衛であった」[30]（傍点引用者）が故に、手続的争点よりも、むしろすぐれて政治的争点に相関連することになり、現代憲法にみられる民事・刑事責任からの免責という倭小化されたものではなく、それはまさに憲法闘争における議会の一つの有力な法的武器となるのである。

しかしエリザベス期においては議会の大勢はかかるウェントワースやそれに続く少数の突出した部分を結局は孤立させた。このエリザベス的免責特権観とその背後にある中世的身分国家論の維持は、次世紀の市民革命の原動力がこの期には未成熟であったが故に 究極においてテューダー的父権支配を未だ 突破し得ていなかったことの証左であるが、そのことは何よりも前記の一五七六年のケースにおいて庶民院自身がエリザベスとの軋轢を恐れて、自らの自律権の行使によってウェントワースを投獄した自主規制ぶりに典型的に窺われるのである。一五八七年のケースにおいても彼はコープともども枢密院によって投獄され[31]、一五九三年には、カソリック君主の継承の恐怖故に、宗教問題と

絡んでエリザベス議会で繰返し論議された大権事項の一である王位継承問題を再度提案せんとして、枢密院により投獄され、そのまま獄中でその生涯を閉じた。こうして彼は次世紀の「イギリスの自由の殉教者」エリオット（John Eliot）に連なるのである。

このように、議会におけるピューリタンの闘いは究極においては敗北を免れなかったけれども、この闘いによってヘンリー八世時代には一種独得の融合をみせていた大権と特権（＝国王と議会）の本来的なdiscretionary authority[32]としての性格と両者の究極的な分裂・対立が次第に明かにされてくるのである。

前述したようにこのピューリタニズムはまた「自己の能力と創意にもとづく合理的な、合法的な営利への個人主義的起動力」[33]を生み出し、かくてそれはまた国家的特権の上に立つ、エリザベス期以後顕著になる独占に対する反対運動に一のインパクトを与えることになった。ウェーバーは、一七世紀の国王との政治上の権力闘争、ピューリタニズムの倫理的動機、大金融業者に対立する市民的な中、小資本主義の経済的利害の三者の結合が反独占運動を招来したと指摘しているが、[34]既にエリザベス期においてこの反独占の萌芽が散見されるのである。

勿論ここにいう独占は「資本主義の発展における最新の局面」としてのそれではなく、通常経済史家によって「初期独占」（early monopoly）と称されるところの独占であるが、[35]「特定商品の生産ならびに販売、または販売の排他的権利（もしくは特定海外市場における排他的貿易権）」[36]たるそれは前述した様々の「統制」と共に必然的にイギリス初期資本主義の打倒の対象たらざるを得ない。何故なら、不等価交換による譲渡利潤の獲得を目指す、「従って生まれながらにして『自由な』競争と相容れない性質をもつ」[37]前期的資本（商業資本および高利資本）の、産業資本によって前面に押し出されてくる、等価交換と「営業の自由」の欲求への対抗として形成される独占は必然的に産業資本の成長を阻害し、それに対して「対抗的」とならざるを得ないからである。

しかもかかる独占は、法的にこれをみれば、一時金、営業利潤からの一定の歩合の国家への納入を条件としての王権による商業大権に基く独占特権の付与（パテント）という形式をとったのであるが、それは更にはこのような窮乏せる国家財政の応急的切抜け策たるにとどまらず、「旧来の生産・流通の諸事情の人工的・強力的維持」[38]たる性格において本質的に守旧的な絶対王政と一致するものであったが故に、反独占は直接・必然的に反絶対王政へと連関することになった。[39]

勿論反独占運動も殊にその初期においてはそれなりの限界をもっていた。何故なら、独占権が付与されたのは主として廷臣、或いは彼等と関係を有する者、要するに宮廷グループであったが当初反独占運動はかかるサークルの拡大・打破を目指したものに過ぎず、独占そのものの一般的な廃棄を要求したものではなかったからである。「国内関係の面でも外国貿易の面でも、独占反対運動は政府による、また貿易会社、工業会社による統制の一般的な廃棄を意味するものではなかった。それは、実際上は、他人のもっている特権を打破して自分がとって代ることを意味したにすぎないことが多かった。したがってそれは、もし意味があるとすれば、普遍的な原理のための闘争としてではなくて、特殊な階級的利害の表現としての意味しかもたないのである。[40]」

かかる限界を有してはいたが、反独占運動は先に述べたようなその付与の根拠からして議会においては宗教問題と同様に大権をめぐる問題として現われることになるのである。そして他方コモン・ローは「臣民の自由」（liberty of subject）の一環としての通商の自由を保障していたが故に、ここにもコモン・ロー及び制定法上の臣民の自由・権利と国王大権という、その境界線は「髪の毛のような線」[41]（hair-like line）である微妙かつ重要な問題が独占をめぐって浮彫りにされてくるのである。このことを一反独占派議員（Francis Moore）の一六〇一年の議会での発言を以て表現すれば、「我々は正しく篤実な鞣革調製のための法をもっている。その法にもかかわらず、すべてを免

除するパテントがある。そして女王が大権によってそれを取消すなら、議会制定法によって何かをなすことが何になるのか」[42]ということになるであろう。

既にこのような反独占は一五七一年、一五九七年の議会でも討議に上り、後者の場合においては庶民院のアドレスに対して、すべてのパテントを審査し、法の基準を守る旨の返答をエリザベスは寄せざるを得なかった。しかしこの際にもエリザベスは「忠実で愛する臣民が私の庭における最も選り抜きの花である大権を取り去らず、むしろそれを私の意向に任せておくことを希望する」[43]との留保を付して宗教問題と同様に最終的には大権堅持の方針を示したのであった。

しかし国家財政の窮乏、産業資本の展開とともに一廷臣をしても「私は（独占の―引用者）コレクションを作らせてみたが、（独占の―引用者）数は非常に多く、その多くは極めて不適当で、憎むべきものであり、女王陛下にも為にならず、コモンウエルスにも善にならないことをしった」[44]といわせる程独占特許が濫発されることになり、前述のような限界をもつ反独占運動もそのため一時的にせよ、ブルジョアジーの階級利益の主張という枠を越えて全国民的関心を喚起することになった。かくて「神よ、これらの独占の廃棄を促進する人々を成功させ給え」[45]という街頭の声をバックに一六〇一年の議会は「特許状の一定の場合におけるコモン・ローの解釈のための法案」（a bill for the explanation of the law in certain cases of letters-patent）を以て独占に対抗することになる。

この議会では「私は怪物のような法外な、澱粉、錫、魚、油、酢、塩……の独占代理人の圧力の下で悲嘆にくれ、やつれはてている町と、呻き苦しみ、憔悴せる村のためにいう。わが町と村の主要な日用品はそれらのコモンウエルスの水蛭の手に独占されている……。」（Martin）と語られ[46]、またロース（Sir Robert Wroth）によって、乾葡萄、鉄、火薬……と二〇以上の独占品目が読上げられたとき、議員の一人ヘイクウィル（Hakewill）によって「その

中にパンはないのか。もしこれらに対して手だてが構じられなければ、次の議会前にパンはその中に入るだろう」[47]と叫ばれたのであった。

これらの独占非難に対してベーコン（Bacon）及びセシル（Cecil）はエリザベス的な大権論、すなわち、大権問題に関しての議会のとるべき方策は請願であるという旧来の理論で対抗しようとするのであるが、議会の激しい攻撃の前に遂にエリザベスは、独占特許のあるものは直ちに廃止し、あるものは停止し、国民の福祉のために法に従って先ず審判をうけた独占特許でなければ施行させないことを約するメッセージを庶民院に送らざるを得なかった。しかもセシルはこれを敷衍して、すべての現行独占特許は取消され、将来においても独占特許は与えられない旨の保障を述べざるを得なかったのである。エリザベスのこのメッセージの趣旨は直ちに「反独占布告」（Proclamation against Monopolies）として公布され、多くの独占特許が取消されると共に、残された独占についてもそれによって利益を侵害された者はコモン・ロー裁判所に救済を求めることが出来る旨規定された。[48]

こうして大権の一角が突破され、ここにも「終りの始り」が明確に看取されるのであるが、この際まさにこの突破がコモン・ローとコモン・ロー裁判所によってなされたということにも我々は注目しておかねばならない。前述したようにもとより独占はこのエリザベスの一片の布告によって消滅するものではなく、「専断的な課税や拘禁の権利を否定するとともに、王室が経済的特権と独占を授与するのに反対する議会の挑戦は、一七世紀の革命の勃発に際して、中心的な争点となった」[49]といわれ、また先のウェーバーの指摘からも明かなように、ジェームズ一世、チャールズ一世下でも、エリザベス期以上に濫発されるのであるが、その場合でも「専断的な課税や拘禁」に対する闘争がそうであるように、独占に対する闘いは直接的にはコモン・ロー上の自由・権利の侵害に対する法的闘争、ポロックのいう法廷風の闘いという形態をとったのである。[50]

こうしてテューダー的体制の絶頂を示し、「国王と議会のテューダー的ハーモニーの古典的例」とされたエリザベス朝はその基底にピューリタニズム、独占、国王大権、議会特権、コモン・ローという一七世紀憲法闘争の主要なすべてのイッシューを育み、しかもこれらイッシューはまた相互に前述したようなコンテクストにおいて絡み合いながら一六四〇年の長期議会へとなだれ込むことになるのである。そして法廷風の斗争は権力斗争まで行きつくことになる。ノッティンガムに軍旗が翻り、一人の国王が処刑台に消えるのは一六〇三年のエリザベスの死から四六年後に過ぎない。

(1) W. A. Dunning, A History of Political Theories; from Luther to Montesquieu, pp. 205.—6
(2) Swindler., op. cit., p. 162.
(3) M. A. Judson, The Crisis of the Constitution, p. 276.
(4) supremacy of law という思想が封建時代の国王と臣民の相互の権利と義務に関する考えに基礎をもつことについては、R. Pound, The SPirit of the Common Law, pp. 64—5. をみよ。なお、君主 (Fürst) と国民 (Volk) という二重的 (dualistisch) 国家構造と両者の関係を支配する法というゲルマン法思想については参照 G. Jellinek, Die Erklärung der Menschen und Bürgerrechte, Dritte Aufl, S. 37f.
(5) Smith, op. cit., p. 355.
(6) Tawney, Religion and the Rise of the Capitalism, p. 170. 同訳書下巻五一頁。
(7) Ibid., p. 171. 同訳書五二—三頁。なお治安判事によるこれらの規制については、Beard, op. cit., p. 98 を参照。
(8) 田中豊治・イギリス絶対王政期の産業構造三〇九頁以下。
(9) 中産的生産者層の分解については大塚・著作集第三巻一六二頁以下参照。
(10) 浜林正夫・イギリス市民革命史三九頁。
(11) Tawney, Problem, p. 378. 大塚「絶対王制と近代社会の生誕」(著作集第四巻所収)、ことに二六四—五頁。

(12) アルマダの撃退がブルジョアジーをして国内の諸々の制限に気付かせるようになったことについては参照、Hill, Revolution, p. 23. 同訳書三〇頁。
(13) 浜林・前掲書一一頁。
(14) J. W. Allen, A History of Political Thought in the Sixteenth Century, p. 41.
(15) J. R. Tanner, Tudor Constitutional Documents, (hereafter Documents) p. 125.
(16) H. J. Grimm, The Reformation Era 1500—1650, p. 466.
(17) 半田元夫・イギリス宗教改革の歴史一一七—八頁。
(18) これらのセクトの要約については参照、浜林・前掲書五二頁以下および Grimm, op. cit., p.475.
(19) 周知のようにイエリネックはアメリカにおける一般的な人権観念成立の起源をマグナ・カルタ以来の伝統的なイギリス法にではなく、教会と国家の分離と前者における信者の自治を主張したブラウニズム、コングリゲーショナリズムにみた。Jellinek, a. a. O., S. 42f.
(20) 梶山力・大塚久雄訳、M・ウェーバー・プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神上巻（岩波文庫）四二頁。
(21) 同右下巻二三一—二頁。
(22) Taswell—Langmead, op. cit., p. 453.
(23) Tanner, Documents, p. 566.
(24) Ibid., pp. 565—6.
(25) Sir C. Ilbert, Parliament, rev. ed., p. 8.
(26) Elton, Documents, p. 255.
(27) Tanner, Documents, p. 553.
(28) Elton, Documents, p. 263—5.
(29) Tanner, Documents, P. 571.
(30) Elton, Documents, p. 302.
(31) Tanner, Documents, pp. 564—5.

(32) Dicey, op. cit., p. 423.
(33) ウェーバー・前掲書下巻二四一頁。
(34) 同右下巻二四四頁註（四）。
(35) 初期独占の概要については参照、諸田実「初期独占」（大塚・高橋・松田編著・西洋経済史講座Ⅲ所収）、田中豊治「独占体系の解体」（同上Ⅳ所収）、堀部政男「イギリス革命と人権」（東大社会科学研究所編・基本的人権2所収）、大塚久雄「初期資本主義におけるいわゆる『独占』について」、同「初期独占論」（いずれも大塚久雄著作集第三巻所収）。
(36) Hill, Revolution, p. 25. 同訳書三四頁。
(37) 大塚久雄著作集第三巻四二六頁。
(38) 同右同巻九八頁。
(39) 参照、同右同巻一一〇—一一一頁。
(40) Dobb, op. cit., p. 164. 同訳書1二三九頁。
(41) Judson, op. cit., p.66.
(42) Tanner, Documents, p. 574.
(43) Taswell—Langmead, op. cit., p. 458 より引用。
(44) E. Lipson, The Economic History of England, Vol. Ⅲ, 5th ed., p. 359 より引用。
(45) Pollard, op. cit., p., 325 より引用。
(46) Tanner, Documents, pp. 574—5.
(47) Ibid., p. 575.
(48) Lipson, op. cit., p. 360.
(49) Dobb, op. cit., p. 168.
(50) Pollock, op. cit., p. 218.

——一九六九・六・三——